

令和5年度事業報告書

一般財団法人サンクゼール財団

自 令和5年12月21日

至 令和6年7月31日

令和6年10月8日



目次

はじめに.....	3
第1 理事会及び評議員会の開催について.....	3
第2 勉強会の実施について.....	7
第3 助成事業部の立ち上げと活動について.....	17
第4 そのほか活動について.....	27

はじめに

当財団は、令和5年12月21日に一般財団法人として設立された。

当財団は、定款第3条に記載した目的及びその実現のために、定款第4条に記載した事業である「子どもや生活困窮者等の貧困対策及び子ども食堂の運営など食や食育支援等を行う団体及び個人への助成事業等を通じて、わが国はもとより世界各国の人々の生活が少しでも豊かになり、人々が将来へ希望及び生きる力を持ち、愛と喜びのある暮らしができる社会の実現に寄与すること」をより実現していくために、今後できるだけ早期に内閣府の公益認定を受けて、公益財団法人として活動していきたいと考えている。

初年度(令和5年度)は、この公益認定申請の準備を中心として、以下の事業活動を行った。

第1 理事会及び評議員会の開催について

本事業年度では、次のとおり、理事会を3回、評議員会を1回開催した。

日時	開催機関 場所	議題
1月27日	理事会(臨時) オンライン	【決議事項】 第1号議案 寄附金等取扱規程の件 第2号議案 寄附金受領の件 第3号議案 令和6年能登半島地震に対する災害義援金給付の件 第4号議案 役員等の日当等に関する規程の件
2月22日	理事会(定時) 主たる事務所	【決議事項】 第1号議案 令和5年度(令和5年12月21日から令和6年7月31日まで)事業計画書の承認の件 第2号議案 令和5年度(令和5年12月21日から令和6年7月31日まで)収支予算書の承認の件
3月18日	評議員会(臨時) ハイブリッド	【報告事項】 1. 当財団設立日(令和5年12月21日)から現在までの業務執行状況ご報告 【決議事項】

		第1号議案 役員等の日当等に関する規程の件
5月17日	理事会(定時) ハイブリッド	【報告事項】 1. 代表理事による業務執行状況報告 【決議事項】 第1号議案 寄附金受領の件

【1月27日第1回理事会(臨時)】

1. 開催の経緯

当財団は、令和5年12月21日に設立されたが、令和6年1月1日16時10分、石川県能登半島を中心とした、マグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生した。地震の震央(しんおう)は珠洲市にあった。

死傷者は、令和6年7月9日現在、死亡299人(石川県)、行方不明3人(石川県)、負傷者1,628人、建物倒壊127,944件等となっている。

2. 臨時理事会

(1) 議題

当財団は、「災害発生時の被災地への食料・生活物資等の支援事業」(定款4条第1項第2号)もその事業目的としていたことから、1月27日に臨時理事会を開催した。

臨時理事会では、850万円の寄附金を受領し、石川県に50万円、北陸チャリティーレストランに200万円の災害義援金を給付する決議を行った。残りの600万円については当財団の運転資金(半年分)とすることも含めて議案は承認可決された。

また、その前提として、寄附金を受ける際のルールを定めた「寄附金等取扱規程」を審議するとともに、最初の理事会であるので「役員等の日当等に関する規程」についても審議し、いずれも承認可決された。ただし、日当等規程については評議員

会の承認が必要であるため、評議員会の承認後に支払う旨を確認した。

(2)北陸チャリティーレストラン

北陸チャリティーレストランは、自らも被災した石川県のシェフたちがボランティアで被災地での炊き出し、給食提供等をしてきた任意の団体(現在は NPO 法人)である。

当財団は、能登半島地震を受けて、どの団体に寄附をするか、丹念な調査を行い、北陸チャリティーレストランの活動を知り、食という面でも、また現地の一人ひとりに向き合う活動の面でも共感し、災害義援金の給付先に選定したものである。なお、当財団は、その出資者である株式会社サンクゼールも含めて、これまで北陸チャリティーレストランとの間で利害関係はない。

(3)寄附金は、この臨時理事会を開催した1月27日に受領し、1月29日に石川県、1月30日に北陸チャリティーレストランにそれぞれ送金を行っている。

【2月22日第2回理事会(定時)】

1. 議題

当財団は、設立して初めての定時理事会を2月22日に開催した。

定時理事会では、本事業年度の事業計画書及び収支予算書を審議し、承認可決された。

なお、冒頭で、代表理事から設立以降の当財団の活動が改めて報告された。

2. 事業計画書の進捗

事業計画書では、公益認定申請の準備を行うことが承認され、それ以降、専門家と相談しながら申請準備を行っているところである。

助成事業のうち、災害義援金給付については、前記したとおり、能登半島地震に

関して支援を行った。

助成事業のうち、子ども食堂等の食の支援を行う団体等への助成については、当財団の助成金が現場で本当に困っている方々に行き渡るよう、著名な団体と勉強会を実施し、調査活動を続けているところである。

3. 収支予算書

収支予算書については、顧問の伊藤洋輔公認会計士(税理士)とともに事務局で作成し、八十二銀行で支店長等を歴任した北澤眞一監事の監査を受けている。

前記した寄附金850万円のうち、運転資金部分600万円は半年分の運転資金に充当することを目的としていたところから、5月に追加で寄附金を受ける予定であることが報告された。

【3月18日評議員会(臨時)】

1. 議題

当財団は、1月27日の理事会で「役員等の日当等に関する規程」について承認可決したが、法令及び定款において、かかる規程は評議員会の承認が必要であることから、3月18日臨時評議員会を開催、審議し、承認可決された。

2. 代表理事の報告

評議員会では、冒頭、代表理事から、当財団のこれまでの活動経緯について詳細な報告が行われた。

【5月17日理事会(定時)】

1. 報告事項

当財団は、5月17日に2回目の定時理事会を開催した。報告事項として、代表理事から業務執行状況報告が行われた。

具体的には、次の事項が報告された。

- ① ロゴマークの完成について
- ② 名刺の完成について
- ③ 難民支援協会の勉強会について
- ④ 北陸チャリティーレストラン面談について
- ⑤ 助成事業部の立ち上げについて
- ⑥ てんぐカフェについて
- ⑦ 能登訪問について
- ⑧ 食品寄附について
- ⑨ 今後の財団スケジュールについて

2. 議題

議題としては、寄附金受領の件が審議された。具体的には、当財団の今後の運転資金として、500万円の寄附金を受けることが審議され、承認可決された。

寄附金については、同理事会開催日である5月17日に受領した。

第2 勉強会の実施について

当財団は、「子どもや生活困窮者等の貧困対策、発展途上国・紛争地帯・難民等への支援及び食や食育の支援等を行う団体及び個人への助成事業」(定款4条第1項第1号)を事業目的としている。

当財団が、助成事業を適切にかつ効果的に実現するためには、現場の調査が不

可欠である。現場の調査のためには、その前提として、先駆者として各領域で活躍されている団体の声を聴き、留意点を把握して調査を行うことが有益である。

そこで、子ども食堂を全国規模で支援している団体の方をお呼びしての勉強会をはじめ、その後も、様々な著名な団体と勉強会を重ねてきた。

日時	講師	タイトル
3月15日	認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 広報・ファンドレイジング 統括補佐 江副 真文(えぞえ まづみ)氏 理事 三島理恵氏	こども食堂の支援を通じて、 誰も取りこぼさない社会をつくる。
4月15日	認定 NPO 法人難民支援 協会 代表理事 石川えり氏	日本で難民を支援すること
7月1日	公益社団法人セーブ・ザ・ チルドレン・ジャパン 国内事業部 川上園子氏	日本国内におけるセーブ・ザ・チルド レンの取組み
7月25日	株式会社サンクゼール	食品支援について

【3月15日認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ】

1. 当財団として、今後、子ども食堂を運営している団体及び個人を支援する助成事業を行うにあたり、子ども食堂の支援を全国規模で行っている「むすびえ」と勉強会を開催した。

2. こども食堂とは、「こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂」であり、食

の支援の場というだけでなく、こどもの居場所づくり、地域コミュニティ・多世代間交流の場としても活用されている。コロナ渦においては、こども食堂の約半数が、食材・弁当配布を行い、非常時のセーフティーネットとして機能したということで、こども食堂が、平時と非常時を貫くコミュニティづくりの1つの在り方を示したということであった。

3. こども食堂という呼び方については明確なルールがなく、地域食堂、みんな食堂、だれでも食堂等、こども食堂という名前以外で運営されているところも多くあり、むすびえでは、総じて、そういった居場所として捉え、こども食堂と呼んでいる。

4. こども食堂は、2012年から始まったと言われているが、年間1,000箇所以上のペースで増えており、2023年時点で、9,132箇所が確認され、大人、高齢者も含めて、年間推計1,584万人が利用している。

5. 「むすびえ」は、各こども食堂に対して直接的な経済支援を行っているわけではなく、各都道府県ないし各地域で形成されている「地域ネットワーク」(中間支援団体)に支援を行っているということである。

また、企業・団体との協働事業や、こども食堂の調査・研究を行い、国に対して提言を行っている。

6. 「むすびえ」は、企業等から金銭や物資の寄附を受け活動を行っている。

7. 「むすびえ」が目指していることは、「こども食堂が、あたりまえにある街」づくりであり、当面の目標は2025年までに、全小学校区2万ヶ所にこども食堂がある

状態を実現することである。

8.「むすびえ」の勉強会の印象としては、「むすびえ」の機能は、シンクタンクのような高度な調査機関としての役割も担っており、国からも頼りにされている団体である。「むすびえ」の VISION である、「子ども食堂の支援を通じて誰も取りこぼさない社会をつくる」を効率的に実現していこうとした時には、個々の子ども食堂に対する支援・アプローチというよりは、地域の担い手としての地域ネットワークが、地域を理解した上で基盤を作り、子ども食堂の活動をサポートした方が良いという理由から、地域ネットワークとのむすびつき・支援に重点が置かれているようである。

この点は、それぞれの団体の立ち位置を知ることができて有益であった。

【4月15日認定 NPO 法人難民支援協会】

1. 当財団は、定款第3条に記載した目的及びその実現のため、定款第4条第1項第1号に「子どもや生活困窮者等の貧困対策、発展途上国・紛争地帯・難民等への支援及び食や食育の支援等を行う団体及び個人への助成事業」と記載している。

そこで、今後支援を検討しているが、日ごろ接点のない難民についても理解を深めるべく勉強会を開催した。

2. 難民支援協会は、迫害や紛争等で日本に逃れてきた難民の方々を支援する団体である。「難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ」というビジョンの基、法的支援、生活支援、定住支援、また政策の提言や広報活動を行っている。また、難民の一人ひとりに向き合い支援すること、難民への理解や共感が社会に広がるように活動をしていくことをミッションとしている。

難民は、自らの理由で生活困窮に陥った者ではない。難民条約では、国籍国からの迫害を受けて国外に逃れている者と定義づけている。すなわち、難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」等と定義している。そのうえで、「その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」との要件が付加されている。

国籍国から逃れざるを得ない状況にあるという点が、日本の生活困窮者等と大きく異なる。

3. 難民支援協会は1999年に設立された。支援してきた難民の人数は昨年度については72ヶ国、803人であり、過半数がアフリカをはじめ、アジア、中東等からいらっしゃった方ということである。その方々への法的・生活・就労の支援件数は、7,029件である。また、日々の食事に困る方への食料品類の配送や、事務所でのお弁当等の食事提供の件数は、3,700件以上であったということである。

4. 世界の難民の状況としては、1.1億人以上が避難を余儀なくされており、これは日本の人口とほぼ同数である。日本の難民認定には時間を要し、かつハードルが高い。2023年のデータによると、日本の難民認定率は3.8%となっており、英国の61.5%、カナダ68.4%、米国の58.5%等と比較して、認定率の低いことが国連でも問題となっている。国連からは、難民の認定に特化した法律の整備を求める声や、難民認定の基準がかなり厳しいのではという意見が出されている状況である。

日本では、難民認定までに平均で約3年かかり、その期間をどうサバイブできる

かも、大きな課題である。10年がかりの裁判で難民認定を受けた男性は、「長い苦しみが終わった。これでようやく自分の将来について考えられる。働いたり、医療を受けたりしたい」とのコメントを判決後の記者会見で述べている。

5. 難民支援協会は、相談窓口としての役割を担っており、難民認定申請のために弁護士等を紹介したり、生活支援、就労支援、コミュニティ支援、政策提言、広報活動等を行っている。支援を必要とする人が非常に多いこともあり、個々の難民に対して多額の金銭的ないし物資の援助は十分にはできていないということである。

6. 食料支援の食料の入手方法としては、個人や企業等からの寄附と、難民が故郷で食べていた食料を含めて寄附金で購入する方法が、半々くらいということである。また、ムスリムの方向けに必要なハラフードの提供をする企業もあるということであった。

具体的な支援としては、食料の配送や事務所での配布・お弁当等の提供を行っており、以前はある物をお渡しするということが中心であったが、糖尿病の方がいらっしゃったり、便秘をされる方も多く、例えば、たんぱく質はシーチキンやいわしのトマト煮の缶詰、炭水化物はパスタやお米、ビタミンは果物・野菜等、バランス良く食べていただけるよう、準備・提供していることであった。

また、食料品としては、トマトソースは国を問わず好まれ、パスタやオリーブオイル、パンに塗るジャムやペーストもいくらあっても困らず、また、宗教上の理由で食べられない物がある方もいるので、そういった方も安心して食べることができる、野菜や果物、パンも喜ばれるとのことであった。

7. 勉強会を経て、難民というと大きな主語になりがちで、あまりリアルに想像でき

ていなかったが、難民の一人ひとりにはかけがえのない人生と日常があり、その中で、難民の抱える問題の概要を知ることができたことは有益であった。

また、難民を取り巻く環境や制度の課題は多く、難民支援協会がすべてのニーズに応えることは難しい等、その現状の役割を知ることが、今後の当財団の支援方針を考える上でも有益であった。

【7月1日公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン】

1. セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、海外だけでなく、国内でも子どもの貧困問題に取り組み支援をしていることから勉強会を開催した。

2. その活動の基本は、「子どもの権利条約」にある。子どもの権利が社会の中で広く理解され、子どもが健やかに自分らしく育つことができるように、子どもの貧困等の多くの問題を取り扱っているということであった。

3. 日本の子どもの相対的貧困率が 11.5%であり、8～9 人に 1 人の子どもが相対的貧困であること、ひとり親世帯で所得が100万円未満の層が増加していること、その経済的な困窮が、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、子どもの体験等学ぶ機会を奪い、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利を侵害するとともに、社会的孤立にも繋がる深刻な課題であること等が紹介された。

4. セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、支援でつながった方々へのアンケートを実施し、時には直接ヒアリングをする等して、支援の実効性を高める努力を日々されているということであった。ヒアリングの中で、時にはご本人が認識していなかった問題(ヤングケアラーである等)を聴くこともあるということであった。これら社

会的課題は、社会啓発・政策提言にも繋げている。

5.「子どもの食 応援ボックス」は、新型コロナウイルスが流行り始めた2020年に、ロックダウンのような状況のなかで、子ども達の状況を知るために実施したアンケートの、子どもの「はらへった」という回答がきっかけで開始した事業である。2023年までに約27,000世帯に届けている。

企業等から支援された食品等を入れたボックスを、各家庭に配布している。中身としては、主食はお米が必須であり、夏だったら素麺、冬だったら切り餅等季節感が感じられるものも入れ、切り餅等はお正月を迎えることができる安心感にも繋がっているということだった。また、ビタミン不足やたんぱく質不足が補える、野菜ジュースや缶詰、子どもが1人で食事ができるような、パスタとパスタソース等のセット、「ぜいたく品として買い控える傾向のある」お菓子、「保護者がほっと一息つけるもの」として、スティックのカフェラテ等の大人の嗜好品等を入れているとのことであった。

また、食品だけでなく、文具や日用品、他の必要な支援に繋げることができるような公的支援制度や相談窓口、こころのケアのリーフレット等も入れているということである。

現在、給食のない長期休暇期間中の夏・冬にそれぞれ約5,000世帯に届けている。詰め合わせる食品の数が全て揃わない場合も多いので、詰め合わせ内容の調整に苦心しており、その梱包も大変な作業であるということであった。

支援にあたってのエピソードとして、賞味期限の近い食品を支援すると、「自分たちはその程度の間人なのだ」「大切にされていない」と感じる方もおられ、それが自己肯定感の低下に繋がることがあるので、賞味期限の近い食料品は避けているとの話を伺った。

「子どもの食 応援ボックス」は、親子の「ワクワクする時間」をつくり、ボックスを通して、誰かとつながっているという孤独感の軽減や、精神的な支えにも通じているということだった。

6. また、「子ども給付金～高校生活まなびサポート～」は、公的支援が薄い高校生のまなびを支援する事業であり、給付する家庭には、毎月2万円(中学3年生には10万円、高校3年生には15万円を、卒業にあわせて給付)を子どもの通帳に送金をしている。

始まったばかりの事業で、給付実績は2023年末時点で54人である。給付に際して、細かく用途は指定せず、子どもの高校生活に関わるものとし、また子どもが直接受け取るため、子どもが何にお金を使うかを主体的に考える機会にもなっている。

毎月2万円が届く安心感で、金銭的ストレスが軽減されたり、部活の道具購入や遠征費、通学費等多様な使い道ができるため、学びたい、〇〇したいという思いが行動に繋がる給付金利用者も多いということであった。

対象地域は宮城県石巻市に限定して行っている。東日本大震災の復興支援のフォローアップとして同市で給付金を続けてきた実績があり、石巻市の行政や学校、NPO との繋がりがあるゆえに、こういった継続的な寄り添い型の支援活動ができているとのことである。募集では、行政や教育委員会等に協力いただいている。

なお、「子ども給付金～新入学サポート」という、中学校や高校の入学時の家計負担を軽減するための給付金も行っている(新中学1年生は3万円、新高校1年生は5万円)。こちらは全国が対象地域である。

7. 加えて、国内事業部は、東日本大震災をきっかけに、災害時の緊急・復興支援も

行っており、例えば、2024年能登半島地震の際も、平時から約500セット保管していた「緊急子ども用キット」(除菌シートや、水なしシャンプー等の衛生用品、ノート、ルービックキューブ等の室内で遊べるおもちゃ等)を、4日から避難所等で配布したということである。

そして、本格的な給食再開の前に、栄養を補い、食事を楽しみ時間にしてほしいとの学校側の願いで、給食の補食支援を行った。能登では長く断水し、食材を提供しているお店や学校の調理室も被災していたため、給食再開には色々な困難があった。セーブ・ザ・チルドレンは補食として、できるだけ新鮮な食品、例えば、牛乳、ヨーグルト、フルーツゼリー、バナナ、ソーセージ等を、春休みに入るまで支援したということである。

8. セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、子どもの声を聴き、それが正当に重視されることが大切だと考えているが、特に被災した状況下ではそれが中々難しい。そのため、夏に、子どもの声を聴く「子どもアンケート」を実施する予定ということであった。

避難所生活や二次避難を経験した子ども達に対し、地震や被災した生活の中で、大人に伝えたいこと、地震や復興について等、思っていることをなんでも書いてもらい、大人たちが見過ごしてきた子どもたちの思いを把握し、そのアンケート結果を、日本政府や自治体、何より子ども自身にフィードバックし、復興に役立ててほしいということであった。

9. このように、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの活動は、現場を理解する努力を継続し、できるだけ、公的補助の出ない・出にくいモノや施設、後回しにされるところへの支援を意識し、本当に必要な先への直接的支援を実践しており、当財団とし

ても、大変参考になるものであった。

【7月25日株式会社サンクゼール】

1. サンクゼールから、食品ロスと食品支援の話を知った。現状は、これまでの関係先や長野県を中心として、支援を行っている。

2. 支援する商品は、販売基準は満たさないが、食品としては安全であり美味しい食品(キャップに傷あり、充填量が少ない等)である。

3. 賞味期限については、1か月を切ったものは支援対象外とするため、2か月前には支援に供しているとのことであった。

4. 今後、支援を強化するために、現在部所管で分かれている支援体制を統一し、支援基準や、廃棄食品の再資源化を含めて、全社でとりまとめを行っていききたいとの意向であった。

第3 助成事業部の立ち上げと活動について

当財団は、まだ公益認定を受けていないが、公益認定後の助成事業を準備するため、本年度において、4月に助成事業部を立ち上げた。

本年度の活動実績は、次のとおりである。

日時	場所	目的
2024年5月3日	石川県珠洲市、能登町	視察

～5月5日		
2024年6月8日	てんぐカフェ (長野県飯綱町にて活動を行うことも カフェ)	取材

【2024年5月3日～5月5日珠洲市・能登町視察】

1. 当財団は、2024年1月1日に発生した能登半島地震に対し、石川県及び北陸チャリティーレストランに災害義援金を給付した。当財団は、「災害発生時の被災地への食料・生活物資等の支援事業」(定款4条第2号)を事業目的にしており、支援事業においては、実際に現地に入り、状況やニーズを理解し、現地の方々の声を聴くことが大切だと考え、今回はその足掛かりとして、他団体の活動に同行する形で、石川県珠洲市、能登町を訪問した。

珠洲市にて、引退馬の支援・活用に取り組む「みんなの馬株式会社」を運営する足袋拔豪氏にアテンドいただき、各地を視察した。

2. 珠洲市中心部の状況

金沢市より車で移動した。珠洲市の手前にて下道に降り、家屋の集まる中心市街地に入ると、ほとんどの家屋が倒壊している状況。能登半島地震の揺れの激さを物語る光景であった。訪問当時、解体が完了している家屋はごく一部であり、ほとんどは発災後手つかず。なんとか車が通れるように、道いっぱい広がった瓦礫を押しどかしただけ、地割れ部分に鉄板を敷く等、応急処置的な対応しか取れていない印象を受けた。

3. 珠洲市沿岸部の状況

沿岸部の一部で津波や隆起の被害が発生。宿泊した木ノ浦ビレッジのすぐ裏手

の海岸では、1～2m程隆起。これまで海中に沈んでいた岩場が出現したという。



◁岩場根元の、白い部分が地震によって隆起し海中より出現した部分。



◁隆起部分の岩場は白っぽく乾燥した藻のようなものに覆われていた。海藻や貝、蟹等が付着しており、地震によって突然環境が変わってしまったことを物語っていた。

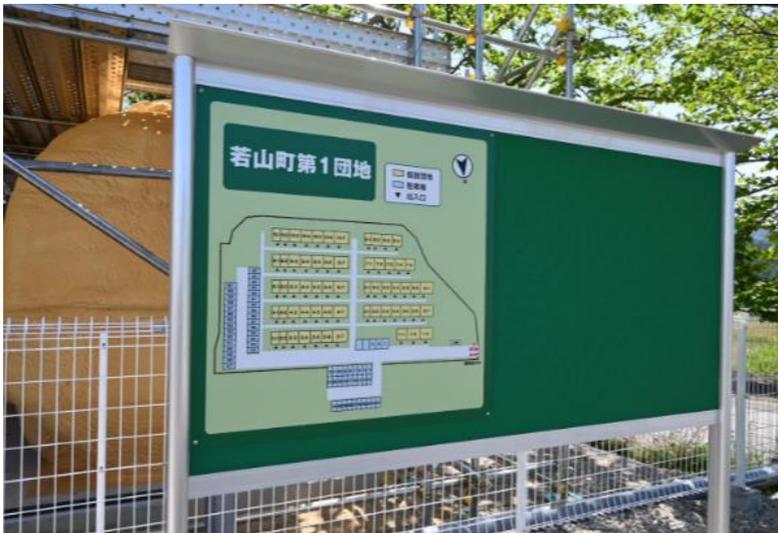
4. 珠洲市立若山小学校

珠洲市立若山小学校は避難所となっており、2024年5月5日時点で10名が避難生活を送っていた。

5月5日には「子どもまつり in 珠洲市 2024」が開催されていた。食事の提供やボールすくい、輪投げが楽しめる。大型のエア遊具もあり、縁日のように多くの子ども連れでにぎわっていた。市役所職員や地元有志を中心に運営されていた。



◁子ども祭りの様子。飲食企業の炊き出しも行われていた。



◁校庭には仮設住宅が建設されており、高齢者世帯等を優先し入居が開始されている。

5.視察まとめ

珠洲市・能登町の視察を通じて、災害支援において把握しておくべき基本的なポイントを学んだ。

・水やある程度の食料、ライフラインが復活すれば生きていける。次の段階として、心を満たす美味しく温かい食事や嗜好品が求められる。

・震災後の支援は復興のフェーズに合わせた支援が必要であると学んだ。被災者側も「貰えて当然」「色々な物品が無料で貰えてラッキー」と、復興に対する自立を妨げてしまうこともある。

能登半島地震の現場には、東日本大震災にて復興活動に携わった団体関係者が多く入り、東日本大震災での経験・知見を活かし復興活動を行っている姿が見受けられた。災害支援の助成にあたっては、当財団と理念を同じくする団体であることはもちろんだが、現場を今の状況を把握している団体、発災～復興までのフェーズを理解している団体かどうかという視点でも、助成先を検討すべきと感じた。

【2024年6月8日 てんぐカフェ訪問】

1. 当財団として、今後、子ども食堂を運営している団体及び個人を支援する助成事業を行うにあたり、長野県内の子ども食堂の調査を行った。長野県では、子どもの居場所づくりの活動を行う団体を、「子ども食堂」という呼び方ではなく、「こどもカフェ」という愛称で呼び、その設置を推進している。こどもカフェの活動内容は食事の提供に限らず、学習支援や学用品のリユース等複数の機能を提供し、月1回以上計画的に開催されているものとされている。長野県内でも、200以上の組織があるとされることから、まず、株式会社サンクゼールの創業の地で活動を行っている、「てんぐカフェ」を訪問、取材した。

2. 2024年6月8日に、長野県上水内郡飯綱町にてこどもカフェを開催している「てんぐカフェ」へ訪問、取材を行った。

3. てんぐカフェ概要

代表者: 寺島 恵子氏

開催日時: 毎週第2・4土曜日 11時受付開始 12時食事開始 随時解散

開催場所: メーラプラザ(長野県上水内郡飯綱町普光寺920)

参加費:子ども無料、大人 300 円(事前予約制)

4.当日の様子

■受付～食事まで:11 時より受付開始。12 時の食事開始まで、子ども達は会場内で自由に遊んで過ごす。遊びの内容は毎回変えており、この日はテニスや風船、塗り絵が用意されていた。子ども達が遊んでいる間、親同士の交流の場にもなっている。



■調理:メーラプラザ内の調理室で調理。献立作成、食事作りはボランティアが担当。メーラプラザに来ることができない、または特に見守りが必要と思われる家庭向けの宅配弁当も同時に調理しており、弁当の配送は飯綱町社会福祉協議会の職員が行っている。



■食事:食文化を次世代に伝えていきたいという想いがあり、和食を中心に献立を考案している。お米や野菜はボランティアやその関係者で育てているものを持ち寄っているほか、「てんぐカフェで使って欲しい」と一般の方から社協に持ち込まれたもの、フードバンクの寄附品を活用しているそう。飯綱町という場所柄、お米や野菜の寄附が多く、特に夏は野菜に困らないとのことだった。



2024年6月8日のメニュー
 ごはん、結び昆布の炊き合わせ、牛肉しぐれとニラの卵とじ、きのこアスパラガスのソテー、チーズハムカツ、ほうれん草のおひたし、サラダ、さつまいもの寒天ゼリー



◁牛肉しぐれとニラの卵とじには、久世福商店のごはんのお供「大人の牛しぐれ」(フードバンクに寄附されたもの)が利用されていた。

食事の準備が整ったら、全員集合。調理スタッフよりメニューについて簡単な説明と、子ども達の「いただきます」の挨拶で食事開始。

食事後は各自食器を片付け、自由解散。ボランティアスタッフは洗い物等の片付けの後、反省会を行う。



△ お菓子や野菜の配布の他、家庭ごとに持ち帰りセット(写真右)も用意されていた。持ち帰りセットは宅配弁当の家庭にも配布している。

5. ヒアリング

てんぐカフェの活動終了後、代表の寺島氏、会計担当の佐藤氏、飯綱町社会福祉協議会の千野氏、勅使瓦氏に活動の詳細や困りごとについてヒアリングを行った。

■てんぐカフェを行うことになった経緯

・平成29年に、社協の呼びかけで発足。平成29～30年は社協を中心に活動、平成31年以降は寺島氏をリーダーに活動している。

・寺島氏は、元々農家民泊を行っていた。都会から中高生が来ることがあり、話を聞くと家族揃って食事を摂ることが少なく、民泊で「誰かと一緒に食べると楽しい」という感想。みんなで食事を楽しむスタイルの大切さを感じたとともに、都会だけの問題ではなく、飯綱町でも同じと感じたことが活動の原点。

■活動内容について

・当初、食事提供はメインではなく、多世代交流を活動の軸として町民会館で活動していた。令和2年にメーラプラザが完成し、同時にコロナ禍となった関係で、規模を縮小しメーラプラザを拠点に活動している。

・寺島氏が住む飯綱町古町地区にて、地区こどもカフェ「歩いて行こうてんぐカフェへ」を長期休暇期間に開催している。

■どのような方々が、ボランティアとして運営に参加しているのか

・50代～70代を中心に活動。最高齢は92歳。

・メンバーを4班(地区の近い者同士、4～6人)に分け、活動を回している。地区ごとに班割りしているのは、将来的に各地区で「歩いて行こうてんぐカフェへ」を開催したいと考えているため。

■利用者の声

・宅配弁当を利用していた不登校気味の子どもから、「お弁当があったから学校でも頑張れた。地域の人たちの優しさや、見守ってもらえていると感じた。」というメッセージがあった。

・宅配弁当を配りに行くと、家から飛び出して一緒にお弁当を運んでくれる子どもがいる。とても楽しみにしてくれている。

■困っていること、今後について

・地域こどもカフェについて

子どもが歩いて行くことのできる、「地区子ども食堂」をやりたいと考えている。

その場合、公民館での開催となるが、設備が十分ではなくハードルがある。(調理器具の備品がない。調味料類のストックができず毎回持ち込みの必要がある。)

・食料や備品のストック場所について

メーラプラザのストックスペースが限界の為、スペースが欲しい。

・食育について

現状は、子ども達はただ来て食べるだけとなっている。ボランティアスタッフが朝早くから来て苦勞して作っている等の背景を知ってもらったり、一緒に作るということができればと思う。

6.取材まとめ

助成事業部の訪問取材の第一弾として、株式会社サンクゼール創業の地としてゆかりの深い、長野県上水内郡飯綱町のこどもカフェ・てんぐカフェに訪問した。限られた活動資金の中でのこどもカフェ運営であるため、食事内容はあまり品数豊富では無いのではと想像していたが、自前の食材やフードバンクの提供品を活用し、栄養面や彩りも考慮された献立となっており驚いた。

てんぐカフェボランティアの方も株式会社サンクゼールの創業当時からご存知の方が多く、会社や財団に対して期待の声も多くいただいた。

【助成事業部の今後について】

令和5年度の助成事業部の活動は、被災地の視察と、こどもカフェ1団体の取材であった。令和6年度の活動においても、引き続き、訪問取材と調査を行っていく

予定である。

災害支援の助成にあたっては、北陸チャリティーレストランへの訪問を中心に、食を通じての支援活動の方法や内容の深掘りを行っていききたい。

子ども食堂の取材にあたっては、長野県内を中心に訪問調査を継続し、当財団の目指すべき助成事業の姿を探っていききたい。

第4 そのほか活動について

当財団は、当財団の大切にしている理念や、定款第3条に記載した目的及びその実現のために定款第4条に記載した事業活動するにあたり、その活動の指針となる、以下のロゴマークを制作した。

今後は、ロゴマークを指針とし、愛と喜びのある暮らしができる社会の実現に寄与できるよう、活動したいと考えている。



【サンクゼール財団ロゴマークのコンセプト】

当財団のロゴマークは、株式会社サンクゼールの創業の原点であるりんごジャム、そして聖書の「見失った羊のたとえ」に基づいている。

聖書ではよく、イエス様は羊飼いに、人間は羊に例えられる。

「見失った羊のたとえ」では、羊飼いは、迷ってしまった一匹の羊を見つけるために、残りの九十九匹を置いて探し回ることを教えている。

当財団は、この羊飼いのように、良い活動をしている一方で資金不足に苦労している、そういった方々を見つけ出し、助成をしたいと考えている。

見失った羊のたとえ

〔人の子は、失われている者を教うために来たのです。〕

「あなたがたはどう思いますか。もし、だれかが百匹の羊を持っていて、そのうちの一匹が迷い出たとしたら、その人は九十九匹を山に残して、迷った一匹を捜しに出かけないでしょうか。そして、もし、いたとなれば、まことに、あなたがたに告げます。その人は迷わなかった九十九匹の羊以上にこの一匹を喜ぶのです。このように、この小さい者たちのひとりが滅びることは、天にいますあなたがたの父のみこころではありません。(新約聖書マタイの福音書 18 章 11 節～14 節)